北斗市立萩野小学校「いじめ防止基本方針」

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの」をいう。（条例第２条）

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

※「けんか」を背景にした事案は、児童生徒の被害性に着目して対処する。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、条例第３条にある「いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深めること」「いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」を念頭に置き、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の７つのポイントをあげる。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③ いじめの早期発見のために、全ての大人が連携し、様々な手段を講じる。
④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。
⑥ いじめ防止のための達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。
⑦ 「いじめ防止基本方針」を、入学時、年度初めに、児童、保護者、関係機関等に説明する。

２　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○　仲間はずれ、集団による無視をされる。
○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

○　金品をたかられる。
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、捨てられたりする。
○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3　いじめの「解消」の判断基準

いじめは、単に謝罪をもって、安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の２つの要件を満たしている必要がある。

ただし、必要に応じて、被害児童と加害児童との関係修復状況など、他の事情も勘案して、判断する。

①　いじめに係る行為が止んでいること
- 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
- その期間は、少なくとも３か月を目安とする。
- いじめの被害の重大性等から、更に、長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて、面談等により確認する。
- 学校は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

4　いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働き掛け、すなわち、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、次の事項について、重点的に取り組む。

(1)　分かる授業づくり

「分かる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が、成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 基礎的・基本的な学習内容の指導の徹底
- 朝学習の実施及び家庭と連携した家庭学習の充実
- 発達の段階や教科の特性等を踏まえた「書くこと」の能力を高める指導の工夫

(2)　学級集団づくり

児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるように学級づくりに努める。
- 話し合い活動
- 学級会活動の充実
- 居場所づくり

(3) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

他者や社会、自然との直接的な関わりの中、自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し、体得する。

・豊かな体験活動の設定
・生活科や総合的な学習の時間などにおける６年間を見通した意図的・計画的な実施

(4) 児童会活動の充実

児童の自発的な活動を支える委員会活動を実施することによる､児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む｡

・学校行事の主体的な運営
・委員会活動の充実

(5) 道徳教育及び人権教育の推進

道徳科の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動における道徳教育を通して、人権尊重の精神や思いやりの心などを育む。

・「いじめ」の本質や構造の理解
・一人一人の良さや違いを認め合える学習

(6) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動の中で、協力したり、協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

・なかよし給食の実施

(7) 発達障害や性同一性障害、性自認に配慮が必要な児童に適切な支援を行う。

(8) 教育相談の充実（別紙年間計画・チェック表参照）

(9) 保護者等・地域との連携

・学校いじめ防止基本方針等の周知
・いじめ等の情報公開
・保護者アンケートの実施と情報提供

５　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やアンケートを行い、迅速に対応していく。

早期解決の基本は、全教職員が一致団結して問題の解決に当たることである。そのために、いじめ問題に取り組むための校内組織を確立し、早期解決に努める。また、家庭、地域及び関係機関と連携し、決して学校内だけで問題解決をするようなことがないようにする。

＜早期発見に向けて＞

(1) 朝・帰りの会や授業などの観察

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

・出席をとるときの声、表情
・健康観察、保健室等での様子

(2) アンケート及び個人面談の実施

アンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努め、教職員と児童の信頼関係を形成する。

・いじめアンケートの実施（６月・１１月）

・いじめアンケートを踏まえた個人面談の実施

＜相談ができる環境づくり＞

(1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

(2) いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

(3) いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

(4) いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに、管理職に報告するとともに、職員朝会等を通して、校内で情報を共有するようにする。

＜早期解決に向けて＞

(1) 教職員が気付いた「いじめ」や児童や保護者から相談があった「いじめ」については、早期に、事実関係を把握する。その際、「被害者」「加害者」といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。

(2) 事実関係を把握する際には、学校として、組織的な体制のもとに行う。

(3) いじめをしている児童に対しては、「いじめを絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。

(4) いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているか、気付かせるような指導を行う。

(5) いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

(6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携し合っていくことを伝えていく。

(7) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題相談窓口の利用も検討する。

６　いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①　生徒指導委員会

月１回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②　児童安心・安全委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、健康づくりＧリーダー、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、その他校長が必要と認める専門的な知識を有する者を参加させる「児童安心・安全委員会」を設置する。また、本委員会においては、児童を徹底的に守り通し、解決するまでの相談の窓口や保護者及び地域住民等からの通報の窓口を示す。校長は必要に応じて委員会を開催する。「児童安心・

安全委員会」は、被害児童の支援を継続するため、いじめ解消に至るまで、「支援内容」「情報共有」「教職員の役割分担」を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

① 緊急いじめ対策委員会

緊急ないじめ、生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに状況によっては「緊急いじめ対策委員会」を開催し、外部の者を加え、公平性や中立性を確保した調査を行う。参加メンバーは以下の通りである。

【学 校 側】校長、教頭、健康づくりＧリーダー、該当学年担任、ＰＴＡ会長

【関係機関】函館中央警察署大野交番、主任児童委員、東前町内会長
北斗市教育委員会指導主事

② 北斗市いじめ問題対策連絡協議会

北斗市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実行的に行うようにするため、「行政機関の職員」「青少年・教育関係団体の役職員」「弁護士、医師、福祉の専門家等の職能団体の役職員」「その他、市長が認める者」で構成される組織である。

③ 北斗市いじめ問題調査委員会

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が当該報告に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときに、市長の附属機関として設置し、調査の結果について、適切に再調査をする組織である。

7 重大事態への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときは、重大事態とし、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

重 大 事 態 発 生 の 対 応
①事実関係の把握及び情報の収集と記録
②学校全体での事態の分析及び判断
③教育委員会への報告
④調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の心情への留意】
⑤犯罪行為等に係る警察や児童相談所等と連携
⑥継続的な支援及び観察